



第447号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16 サンライン第14ビル6階 〒102-0073 TEL 03(5215)1330 FAX 03(5215)1333 (発行所) 東京都東大和市南街2-17-16 パピルス会館 〒207-0014 TEL 042(566)2950(代) FAX 042(566)2949

私たちの民主主義を、さらに鍛える — 国民主権の発現としての憲法改正

望む未来がありますか？ 選挙は政治家の ものではなく、自分の未来の話 ～ 主体は私たちだ

参議院選挙は、「改憲勢力、三分の二議席に」という当初の予想どおりの結果となった。イギリスの国民投票でも、アメリカの大統領候補選びでも、韓国や台湾の選挙でも、既存政治の枠の外的変化が事前の想定を覆す、既存政治のインサイダー、制度の枠内にいる者ほどが事態を見誤る、といついこう言っている。当初の想定どおりの結果、という選挙は主要国では日本くらいだろう。

参議院選挙は、「改憲勢力、三分の二議席に」という当初の予想どおりの結果となった。イギリスの国民投票でも、アメリカの大統領候補選びでも、韓国や台湾の選挙でも、既存政治の枠の外的変化が事前の想定を覆す、既存政治のインサイダー、制度の枠内にいる者ほどが事態を見誤る、といついこう言っている。当初の想定どおりの結果、という選挙は主要国では日本くらいだろう。

「若者は保守寄りで、自民党支持が多い」とニュースが言っていた。たしかにそうだろうと感じる。だっていまの生活を格別変えてほしい、変えたいと思ってる若者はそんなにいないはずだ。変わらなくても明日はくるのだから。

存在への一票なのだと思う。僕は、これから生きていく道に希望を感じさせてくれる誰かに未来を託したいのだ。

(発行所)
東京都東大和市南街2-17-16
パピルス会館 〒207-0014
TEL 042(566)2950(代)
FAX 042(566)2949
〈郵便振替〉00160-9-77459
「がんばろう、日本!」国民協議会
ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円
定期購読 半年2,000円
一年3,500円

今号の紙面

- 2面 一灯照隅(地方議員のコラム)
- インタビュー
- 3-6面 「ミドルパワー」戦略
- 6-8面 添倉芳秀・慶應大学教授
「民主主義の発現としての憲法改正」
- 8-10面 正井 井上武史・九州大学准教授
「オハム広島訪問と移るべき世界」
- 中村桂子・長崎大学准教授
- 13-14面 「参議院選挙」
- 大野 大裕・参議院議員

するためでも、理想論に踊らされるためでもない。未来のために、だからこそ選挙にどうと「思っ」(Yamato 19歳 ポリタス <http://politas.jp/features/10/article/51745/>)

選挙は政治家や政党、候補者のものではなく、未来を生きる自分の話。与えられた選択肢を選ばなければならないのは、自分の一票は自分の未来のため

「主権者として憲法を立てる」を身近に創りだし、実感するために

開票で庄勝が判明した途端、安倍総理は選挙中には憲法改正の是非を問うていなかったことを認めたうえで、「今後はどの条文をどのように変えるのか」という議論に移るので、憲法審査会を動かしていきたい」と述べた。好むと好まざるにかかわらず、護憲 vs 改憲という神学論争の世界から、戦前回帰の「霊を封じ込めつつ、国民主権の発現として憲法改正を議論する、その転換の入り口を開けられるか」という攻防のステージに移る。戦前回帰の「霊は、国民主権の発現としての憲法改正の力が弱い度合いによって彷徨うのであって、逆ではない。

「自民党は『憲法は押しつけ』」「占領下で作られた」と言い続けているが、権力を持っている人が憲法に疑義を唱えるのは社会にとっていいことではない。今の憲法が主権のない時に作られたのは事実だが、主権を回復した後、我々は憲法を放棄

に。国民は「統治される」のではなく、統治の主体であるという国民主権の当事者性の感覚は、こうしたところから芽生えてくるのではないか。ここからさっさと、権力を制約するだけではなく、主権者として権力を構成するところ立憲主義へ。「選んで終わり」ではなく、参院選後の社会をさらに自分たちの手に引き寄せるために。

せず、認めてきている。憲法が無効なら、今までの法律も国会議員も全部否定されてしまう。最初の改正は、憲法に対して国民が意思表示をし、承認する機会にすればいい。いろいろな条文を変えたい自民党にとっては都合が悪いかもしれないが、それによって『押しつけ論』は消える。今の憲法を認めた上で、それと一体を成すものとしての改正案も認める、と国民が意思表示をすることに意味があると思う(井上武史・九州大学准教授 読売7/25)

戦前回帰の改憲論、二度と戦争はゴメンだという護憲論は、憲法を「不磨の大典」に祭り上げてしまえば、逆に社会の変化に対応して憲法を変える―三原則を発展させる―ことによって暮らしか社会がどう変わったという、主権者としての実感を私たちは持てないままである。その結果、広がるのは憲法への無関心それと表裏一体となった憲

法については何を言ってもいい(何でもアリ)の歪んだ世界。「主権者として憲法を立てる」という実感を持つる世界へと、転換していく一歩を踏み出すべきだ。

「改正論議は、70年間、社会の変化に対応しなかった憲法を今後も持ち続け、解釈変更や法律の制定で対応していきますか」という点を問うことになる。中略く海外でも憲法改正のハードルは高い。エネルギーがいる。政治家には、憲法改正は社会の変化に対応する政治を作るチャンスだという視点を持つてほしい(井上准教授 前出)

戦前回帰の改憲論を封じるのは、日本国憲法の三原則―基本的人権、平和主義、国民主権を、時代や社会の変化に対応してどう深化・発展させるか、という問題設定からの憲法改正論だ。この点、自民党の憲法草案の基軸は、基本的人権の制限、平和主義の放棄、国民主権の縮小だ。また「政府の規定がない」ということは、主権者国民が権力を構成する、という国民主権の原則とは別のものに拠っていると

いうことにほかならない。憲法の三原則を時代の変化に即して発展させ、社会の変化に対応する政治を作るチャンスとするためには、憲法論議の土台を常識の線に持っていくことも必要になる。

「憲法には①前文に代表される国の基本的な性格やその象徴に関わるような規定②平和主義や人権保障の基本原則など国の政治のあり方の基本原則を定めるような規定③統治機構に関する専門技術的な色彩の強い規定―など様々な内容の規定が混在する。

こうした規定の性格により改正プロセスのあり方も相違があるべきである。①や②については、国民的な熟議が求められる。ある事項を憲法に規定する

ということとは、国会による法律の制定に帰結する通常の民主プロセスでは手の届かないところにその事項を置くということだ。通常の民主プロセスで激しく対立している争点について、一時的な多数を頼んで憲法化することはあってはならない。

中略く他方、③の専門技術的な色彩の強い規定については、議論の段階では専門家の関与が不可欠だろう。最終的には国民が憲法改正を決定するとしても、検討過程まで国民の代表である国会に独占させるべきではない。さなわ、60回の改正を経験したドイツをはじめ、諸外国では頻りに憲法が改正されていることが指摘されるが、多くの場合、専門技術的色彩の強い規定に関するものであることに留意すべきだろう(曾我部真裕・京都大学教授 日経6/9)

こうした憲法改正の常識を立てば、自ずと「今の憲法を認めただ上、それと一体を成すものとしての改正案も認める」と国民が意思表示をすること(井上准教授 前出)となる憲法改正のテーマも、常識の範囲に絞られてくるはずだ。当然それは、特定政党の党是や草案に基づいたものではなく、主要な与野党間で合意がとれる項目、論点となるべきであることは、言うまでもない。

大切なことは、こうした問題設定を「憲法改正の話」としてだけではなく、時代や社会の変化に対応する政治を作るための議論を起点に、国民的な議論にしていくことだ。あえて言えば、それは憲法の話ではなく、私たちがどんな未来を望むのか、という話なのだから。

「反立憲政治を止める」は、単なる選挙のスローガンではない。国民がこれほど憲法を意識

「一面から続く」
した選挙は、おそらく初めてだろう。憲法が、教科書のなかの知識だけでなく、自分がどんな未来を望むのかに関わるもの

身の丈に合った卑近な要求を通じて、政治を身近に

「主権者として憲法を立てる」
ために憲法を論じてきたのは、私たちの民主主義を鍛えることにはかならない。例えば未来に対する責任、将来世代も含めた公平・公正を、民主主義にビルドインできるのか。

「財政をめぐる政策論議はこの20年で、ぐるりと一周して元に戻ってきたかのようだ。」
1990年代初頭、バブル崩壊後の日本では、財政出動と減税で景気を刺激しさえすれば不況を脱出できる、と皆が信じ、巨額の財政政策を毎年繰り返した。90年代も今とまったく同じ議論をしていたのだ。違いといえば、当時は国の借金は少なく、高齢化も進んでいなかったことである」（小林慶一郎 日

して意識され始めている。「主権者として憲法を立てる」という実感を持つ世界へと、転換していく一歩を踏み出すときだ。

経(6/20)

「消費税増税延期に象徴されるような『世代を越えたコストの先送り』は、産業社会に過去100年あまりで出現した新しい問題である。有限な化石燃料資源、環境問題、原子力発電とその放射性廃棄物の超長期的管理の問題、そして政府債務によって支えられた社会保障制度の持続性の問題。これらはすべて『コストを後世に先送りする』誘因とどう戦うかという問題だが、近代民主主義の初期の設定には入っていないことがわかりである。いま日本が直面している財政の持続可能性という問題も、従来の民主主義で解決できるとは限らないし、実際に解決不可能であることを、我々日本人が現在進行形で証明しつつある。

こうした問題を解決するためこそ、憲法改正は必要なのかもしれない」（同前）

「このままでも明日はへんが、その先に未来は見えない」と感じている人々に提示すべき選択肢は、「未来への責任」や「持続可能な社会」ではないか。憲法論議はこうした視点から出発すべきだろう。

「18歳選挙権」風潮に流されるように実現した。しかし、今からでも遅くない。日本版「ポイテルスバッド・コンセンサス」を確立し、高校を改革すべきだ。

「18歳選挙権」風潮に流されるように実現した。しかし、今からでも遅くない。日本版「ポイテルスバッド・コンセンサス」を確立し、高校を改革すべきだ。

【引用終わり】

①も②も、民主主義の重要な作法だが、とくに③の個人的な利害(個人的な、と思われる困り事も)を考へることは重要だ。「個人的」なことが、じつは社会と大きく関わっていることを知り、他者との合意形成のプロセスを身につけることは、市民性という点でも主権者教育の重要な視点だ。

身の丈に合った卑近な要求を通じて、政治を身近に感じいく機会を、若者だけではなく、まのまな人々がもっと普通に実感できる社会。そここそが、主権者として憲法を立てる、憲法が機能している実感をもてる社会だろう。(その最も重要かつ身近なフィールドこそ、住民自治の現場、まちづくりの現場であることは、言うまでもない。)ここから、多数決だけが唯一の決め方ではない、民意を集約するよりよい方法を検討しようとか、一人一票だけではなく、口とは別の理念での代表制(地域代表など)もあろうものではないかなど、各国の知恵も学びながら、民主主義をより豊かにするための議論も可能になる。そういうステップを開いていく。

(11-12面「囲む会」も合わせて参照を)

- ① 政治活動の届け出など、生徒への威圧そのものだろう。これは即刻、止めさせるべきだ。
- ② 「ハイトスピーチ」や「歴史修正主義」などは論外だが、安保法改正が「戦争法」なのかという点には異論があるので、各教師が思いつくまま各種の異論をそのまま生徒に語ればよい。
- ③ 18歳・19歳の若者の生活上の利害を考慮すべきだ。バイト代を上げてくれでもいいし、授業料を下げてくれでもいいし、市役所で合コンパーティーをやってくれでもいい。政治なんて高尚なもんじゃない。身の丈に合った卑近な要求をがんがんにぶつけていけばいい。

日本の「18歳選挙権」はこうした、民主主義の根幹的な議論がなされるようになって、諸外国の

■問い合わせ 03-5215-1330